

環自総発第 2005281 号
令和 2 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律第 41 条の 2 に基づく通報先について

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）は、第 198 回国会において成立し、令和 2 年 6 月 1 日から施行されます。

獣医師が、獣医療行為の一環として、動物のみだりな殺傷及び虐待を発見した場合の都道府県知事その他の関係機関への通報について、都道府県知事その他の関係機関がよりきめ細やかに情報を把握し虐待等の事案に的確に対応できるようにするため、改正法により、従来の努力義務が義務化されるとともに、通報の即時性の程度を明確にするために、「遅滞なく」と明記されました。

上記に伴い、通報窓口を別添の地方自治体（都道府県・指定都市・中核市）虐待通報連絡先一覧のとおりといたしますので、ご承知おき願います。

虐待に該当するか否かの判断の基準をより具体的にするためには、判決事例等を収集、把握していくことが重要であることから、当室として、平成 19 年度、21 年度、25 年度、30 年度に「動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」を作成・公表してきたところです。

今後、虐待の判断に係る情報等の更なる収集と知見の充実を進めるとともに、行政、警察、貴団体を含む関係機関等との緊密な連携による必要な体制の構築について検討してまいりますので、獣医療行為の一環として虐待等を発見する可能性が高い獣医師の立場の及び獣医学的専門性の観点から、必要なお協力を賜りますようお願い致します。

つきましては、これらの点についてより一層のご理解、ご協力をお願いするとともに、地方獣医師会をはじめとする関係団体等への周知をお願い申し上げます。